

1 品名	平野区社会福祉協議会広報紙 「平野区社協だより」
2 発行者	社会福祉法人 大阪市平野区社会福祉協議会 大阪市平野区平野東 2-1-30 TEL 06-6795-2525
3 業務内容及び体制	平野区社会福祉協議会広報紙「平野区社協だより」の制作（編集・印刷・梱包・納品） <ul style="list-style-type: none"> ・平野区社協が提出する原稿（ワード・エクセルデータ、写真等）をもとに、平野区社協の指示で編集を行う。 ・指定原稿の紙面レイアウト ・デザイン、イラストレイアウト ・カット作成 ・文字、デザインのレイアウトの校正（発行ごとに3回） ・校了データの提出（PDF形式 ※文字の読み取りができるもの） ・印刷 ・発行号の広報担当者会議に2回程度、担当者が出席すること。 ・指定日までに印刷業者から各戸配布業者へ納品すること。なお、配送に必要な添書を用意すること） ・全戸配布分以外の広報紙の納品（本会） ・課題制作物の提出時と同じ体制で制作すること。
4 発行回数及び発行日	年3回発行（予定） 令和5年 7月 1日発行 第81号 令和5年10月 1日発行 第82号 令和6年 3月 1日発行 第83号
5 サイズ・形式・用紙	タブロイド版 4ページ 4色刷（両面カラー） ただし、3回のうち1回は8ページ 4色刷（両面カラー） チェリーホワイトダルD巻51kg程度
6 発行部数	1回 106,000部（令和4年1月現在の予定部数） 全戸配布用納品部数 101,500部 区社協納品部数 4,500部 ※区社協納品分は四つ折り（800部）及びDM折り（3,700部） ※変更がある場合はあらかじめ協議する。
7 ホームページ対応	広報紙作成後、PDFファイルを納品すること ※PDFファイルは文字の読み取りができるものとする
8 支払	発行ごとに振込
9 契約違反	印刷の出来栄え、納品期日、その他契約に指定したとおりに行われなかったと事務局が認めた場合は、支払価格の全部または一部を減額し、もしくは即時に契約を解除することがある。
10 その他	(1)制作業務に係るすべての成果品（記事、地図、イラスト、ロゴ等）の著作権法第21条から28条までに規定する権利は平野区社協に帰属する。また、成果品は平野区社協が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。

	<p>(2)コンペの参加に要する費用は、採否に関わらずすべて応募者負担とする。</p> <p>(3)コンペ応募様式（様式2）の発行予定額には、3回分の編集、印刷、梱包、納品等かかる一切の費用を入れること</p> <p>(4)本会が当該事業者の業務遂行が良好であると判断した場合には、令和6年度も事業委託を更新する。（継続の有無の判断をするうえで、別途制作体制や見積額の再提示等を求める）</p>
11 応募者の資格・条件	<p>(1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する指令第167条の4の規定に該当しない者。</p> <p>(2)大阪市暴力団等排除設置要綱に基づく入札等除外処置を受けていないこと。</p>
12 特記事項	<p>大阪市暴力団排除借置要綱を遵守すること。</p>